

日消装発第 29 - 20 号 Rev. 1

平成 29 年 7 月 20 日

令和 2 年 1 月 24 日改訂

会員各位

一般社団法人 日本消火装置工業会

第二部会長 吉川 昭光



改正水質汚濁防止法と泡消火設備に関する見解について

平成 23 年 6 月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質に指定されたものを貯蔵する施設の所有者は構造等について技術基準を遵守し都道府県知事に届け出ることとされました。

この法律は平成 24 年 6 月 1 日から施行され、過去に設置された貯蔵施設にも遡及されたため 3 年間の猶予期間（平成 27 年 5 月 31 日まで）が定められておりました。

この有害物質の中に「フッ素またはその化合物」、「ホウ素またはその化合物」等が示されており、泡消火薬剤にはフッ素等が含有されている製品もあります。

泡消火薬剤を貯蔵するタンク等についても、当該規制の対象になるのではないかと懸念があることから、様々な角度から検討しました。その結果、日本消火装置工業会としては、泡消火薬剤を貯蔵するタンク等は、フッ素等の貯蔵を目的としないことから、原則として「貯蔵施設には該当しない」との結論に至りました。

つきましては、本見解について当工業会会員各位に連絡致します。

以上